

パートタイム労働者のみなさん

平成20年4月1日から

パートタイム労働法が 変わりました!

- パートタイム労働者の待遇は働きや貢献に応じて決定されます
- 賃金など、待遇の決定にあたって考慮した事項を説明してもらえます
- パートタイム労働者から正社員へ転換するチャンスがあります

賃金などの待遇がどのように決められているのか、正社員になるにはどうしたらいいのか、確認してみましょう(裏面参照)。疑問があれば、雇用均等室にご相談ください。



労働局雇用均等室は、厚生労働省の出先機関で、パートタイム労働法についてのご相談を受け付けています。

事業主に対して報告を求め、助言・指導・勧告を行うほか、紛争解決の援助を行っています。

京都労働局雇用均等室

〒604-0846

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451
(地下鉄「烏丸御池」2番出口徒歩2分)

TEL 075-241-0504 FAX 075-241-0493



パートタイム労働法が変わりました!

労働条件の文書交付等

賞与はもらえるのかな?
入社時に何も説明が
なかったな…



雇い入れの際に、「昇給の有無」、「退職手当の有無」、「賞与の有無」の3つを、文書の交付などにより、速やかに、パートタイム労働者に明示することが義務付けられています。

賃金の決定方法

仕事は増えるばかり
なのに、何年たっ
ても同じ時給なんて…



パートタイム労働者の賃金を、客観的な基準に基づかない事業主の主観や、パートタイム労働者だからという理由で一律に決定するのではなく、職務の内容や能力のレベルに応じて段階的に設定するなど、働きや貢献に応じて決定することが努力義務となっています。

正社員への転換

正社員に
なりたいな…



事業主は正社員へ転換するチャンスを整備する義務があります。

<措置の例>

- ★正社員を募集する場合、その募集内容をパートタイム労働者に周知する。
- ★正社員へ転換するための試験制度を設けるなど、転換制度を導入する。

差別的取扱いの禁止

正社員並みに働いて
いるのに、年収が半分な
って納得できないわ…



「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」※については、賃金、教育訓練、福利厚生をはじめ全ての待遇を、パートタイム労働者であることを理由に差別的に取り扱うことが禁止されています。

※「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」とは、次の要件を満たす方です。

- ① 職務の内容(業務の内容と責任の程度)が同じ
- ② 人材活用の仕組みや運用など(人事異動の有無や範囲)が全雇用期間を通じて同じ
- ③ 契約期間が実質的に無期契約